

出産費・家族出産費の給付について

出産したとき

出産費・家族出産費が給付されます

組合員の方や被扶養者の方が出産したときは、出産に伴う経済的負担を軽減するために出産費（被扶養者の方の場合は家族出産費）等が給付されます。



給付額

出産費 家族出産費	42万円	産科医療補償制度に加入していない病院等で 出産した場合は40万4千円となります
附加金	5万円	

請求方法

出産費の給付については、次の3通りの方法のいずれかになります。

1

組合員が出産費の請求を病院等に委任することにより、共済組合が出産費を支払機関を經由して病院等に支払う方法（直接支払制度利用）
なお、附加金は組合員本人へ別途支払われる。

2

組合員が病院等を受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が出産費及び附加金を病院等に支払う方法（受取代理制度）

3

出産にかかった費用を組合員が全額病院等に支払い、後から共済組合に申請をして出産費及び附加金を受け取る方法（直接支払制度利用なし）

病院等によっては、「直接支払制度」や「受取代理制度」を行っていないことがあります。詳しくは出産で入院を予定している病院等にご確認ください。

「受取代理制度」は、比較的小規模な医療機関のうち、厚生労働省に届出を行った医療機関に限り利用できる制度です。

産科医療補償制度とは

詳細については、「福利厚生
ハンドブック(平成28年1月)」
P41からの「産科医療補償制度
について」をご覧ください。

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償を行う制度です。この制度では制度加入の病院等が1分娩当たり1万6千円の保険料を負担します。その保険料分が出産にかかる費用に上乘せられるため、出産費（家族出産費）に1万6千円加算されます。

問合せ先

給付貸付課短期給付係

☎ 03-5320-6827